

工事請負契約の一部を変更することについて

令和4年第2回市議会定例会の議決を経て締結した古川跨線橋大規模更新工事委託（JR貨物施行分）の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年2月20日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

工期「令和7年3月31日まで」を「令和6年3月31日まで」とする。

契約金額「¥543,774,000-」を「¥430,813,931-」とする。